八戸市告示第277号

地方税法第20条の２の規定により公示送達する。
次の書類は八戸市財政部収納課に保管してあるので、来庁の上受領してください。

令和８年11月11日

八戸市長　　熊　谷　　雄　一

１．送　達　す　る　書　類　　督　促　状

２．送達を受ける者の氏名、住所　　別紙に記載する

（注）地方税法第20条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

別紙

	送達を受ける者		送達する書類(督促状)の年度・税目・期別
	氏名	住所・所在地	
1	川向　敏裕	八戸市大字新井田字朴木沢1番地9	令和5年度　国民健康保険税　第1期 第2期 第3期
			令和7年度　国民健康保険税　第8期
		以　下　余　白	